

民事判決情報データベース化検討会

第16回会議議事録

第1 日時 令和6年7月29日（月） 自 午後2時00分
至 午後3時15分

第2 場所 法務省共用会議室11（オンライン併用）

第3 議事

- 1 開会
- 2 パブリックコメントにおいて寄せられた意見に対する考え方について
- 3 報告書（案）について
- 4 閉会

議 事

山本座長：

それでは、時間になりましたので、民事判決情報データベース化検討会第16回の会議を開会したいと思います。本日も御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、所用のため、岩田委員、それから中原委員が御欠席と伺っております。それでは、本日の議事に入ります前に、配付資料等について事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。資料の確認をさせていただきます。資料1は、民事判決情報データベース化検討会報告書（素案）について実施したパブリックコメントにおいて寄せられた御意見を取りまとめ、御意見に対する考え方の案を記載したものでございます。内容につきましては議事の中で御紹介させていただきます。資料2は、民事判決情報データベース化検討会の報告書（案）でございます。本年2月にパブリックコメントの手续に当たってお取りまとめいただいた素案について、寄せられた御意見を踏まえた前回検討会の御議論を踏まえ、加筆を行ったものでございます。変更点について見え消しで表示をさせていただきますが、変更内容は議事の中で御紹介させていただきます。資料の確認は以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。まず、パブリックコメントにおいて寄せられた意見に対する考え方についてということですが、先ほど御紹介があった資料1に事務局の案が示されているところでありますが、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。資料1を御覧ください。パブリックコメントにおいて寄せられた御意見につきましては、前回会議の資料3として御意見の概要欄のみ記載したものを配布し御紹介させていただいております。今回配付しました資料1では、頂いた御意見のうち同種の御意見についてまとめて記載する等、所要の整理を行った上で、御意見に対する考え方に事務局の案を記載しております。詳細については資料1を御覧いただきたく存じますが、前回会議で御議論いただいた点について簡単に御報告させていただきます。

まず、資料の4頁、番号10を御覧ください。前回論点1として御議論いただいた点になります。判決書に限らず、訴訟資料全般をデータベースに収録した方がよいのではないかと御意見について本検討会で御議論いただいた結果、主張書面や証拠まで含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供することとした場合、当事者等の訴訟活動に対する萎縮的効果が懸念されるほか、仮名処理に要する作業量が膨大なものとなることから、当面の間、基幹データベースに収録する対象は電子裁判書の内容とい

わゆるメタデータに限るのが適切であるとされましたので、その点を記載しております。

続きまして資料の 10 頁、11 頁にわたってあります番号 21 を御覧ください。番号 21 の御意見の中で検討事項のキとある部分が前回論点 2-1 として御議論いただいた点になります。情報管理機関を担う民間事業者を確保するための制度設計という観点から、情報管理機関の役員等が個人的な法的責任を負う要件について民法上の特則を設け、国家賠償法第 1 条第 2 項と同趣旨の規定等を設けるべきであるとの御意見が寄せられたところですが、本検討会における御議論の結果、情報管理機関において所定の手順に沿った仮名処理が行われているのであれば、そもそも情報管理機関が損害賠償責任を負う場面が限定的であると考えられる一方で、およそ所定の手順が遵守されておらず、情報管理機関が損害賠償責任を負うという場面においては、役職員に対する求償権を制限する等の必要性、相当性に疑問の余地があるといわざるを得ないなどと議論があり、情報管理機関の役職員に対する求償権を制限する規律については設けるべきではないという点について御意見の一致が見られましたので、その点を記載しております。

また、少し戻りますが資料の 7 頁、8 頁にわたって記載しております番号 16 には、前回論点 2-2 として御議論いただいた点についてまとめております。情報管理機関が第三者から損害賠償責任を求められた場合に破綻しないために、管理機関を担う団体及びその役員について、損害賠償責任を補填するための損害賠償責任保険を利用することを可能とする制度設計を行うべきであるといった御意見でした。この御意見につきまして、御指摘を踏まえて、後ほど御報告しますが、報告書案に追記をしておりますので、こちらにその旨を記載しております。

それから、最後に資料の 62 頁から 63 頁にかけてございます番号 106 を御覧ください。前回論点 3 として御議論いただいた点になります。情報管理機関の不法行為責任等につき、いわゆるプロバイダ責任制限法第 3 条を参考に、民事裁判情報の仮名処理が不十分であった場合の責任を制限するとともに、事後的な措置のために民事裁判情報の提供を停止した場合に利用者に対する責任を制限してはどうかという御意見でした。本検討会における御議論の結果、前者については、情報管理機関の果たす役割等が多種多様かつ膨大な情報を扱うプロバイダとは同列に扱うことができないように思われるといった御意見があり、この点に関する特則が不要であるとの御意見で一致が見られました。また、後者の点につきましても、利用者との関係については、情報管理機関と利用者との間の提供契約において、このような責任を制限するといったことも可能であることから、この点に関する規律を設ける必要はないという点について意見の一致が見られましたので、その旨を記載してございます。事務局からは以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ただ今御説明がありました資料 1 につきまして、御質問あるいは御意見がおありの方がいらっしゃいましたら、お出しいただければと思います。

ただ今御説明があった点でも、あるいはそれ以外の点でも、どこでも結構ですので、御発言がおありの方はいつでもどおり挙手を使って、また、会場の方は実際に挙手をしていただければと思います。穴戸委員どうぞ。

穴戸委員：

今、石田参事官から御説明を頂きましたパブリックコメントへの対応は、前回の御議論も踏まえてお書きいただいているものであり、これは適切なものだという、本検討会としてもこれをめどにするということによろしいのではないかと思います。1点、今の62頁のところの下から2行目で「ういて」となっているのですが「ついて」というような、多分細かい字句は全体を御覧いただくと何かあるかもしれませんが、私といたしましては事務局と座長にその点はお任せをしたいと思っております。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。誤記について私も気が付かなかったことですが、御指摘を賜りありがとうございました。他にいかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

小塚委員：

1つ伺ってよろしいですか。内容については異存ありません。本検討会における議論の結果というときに、いちいち議論した回を明記するというのは法務省としては一般的なことですか。

事務局：

事務局の石田でございます。一般的かどうかといわれると一般的ではないかもしれませんが、皆様の御記憶を喚起するという趣旨で回を付しているというところでございます。あと議事録を参照いただくという趣旨でも付記しております。

小塚委員：

分かりました。結構でございます。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特段ございませんでしょうか。それでは、この資料1の御意見に対する考え方の案につきまして、事務局からこのような考え方を示すということによろしいでしょうか。御異存はないと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、御異議はないようでありますので、この資料1に基づきまして事務局において所要の進めを進めていただければと思います。

なお、先ほど穴戸委員からも御指摘がありましたが、手続の中で字句や表現の修正等、または誤記が見つかる可能性はあると思いますが、そのような中身には渡らない形式的修正につきましては、座長である私と事務局に御一任を頂きたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような形で取り扱わせていただきたいと思います。

なお、ただ今お諮りした点につきましては、本日御欠席の岩田委員、中原委員にも事前に御確認を頂いて、御異論はないということを伺っていることを付言したいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事の最初の点については以上ということにしまして、続きまして次の議題としまして資料 2、民事判決情報データベース化検討会報告書（案）につきまして御審議いただきたいと思います。これにつきましても、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。資料 2 を御覧ください。第 14 回の会議までの御議論の結果に基づき作成し、パブリックコメントに付しておりました報告書素案につきまして、パブリックコメントで頂いた御意見と前回会議における御議論を踏まえた加筆・修正を行っております。詳細はこちらの資料をお目通しいただければと存じますが、変更点について簡単に御説明させていただきます。

まず、2 頁は委員の交代に伴う形式的な修正を施した箇所がございます。続きまして、28 頁を御覧ください。第 5 の 3、(1) のアになります。パブリックコメントにおいて提供する情報の形式につき、従前例として挙げておりました CSV や XML の他に JSON を挙げるべきであるとの御意見を頂きました。また、提供の方法につきまして API 連携等の効率的な方法によることが望ましいといった御意見も寄せられましたので、これらパブリックコメントで頂いた御意見を反映するという修正を行っております。なお、同趣旨の加筆・修正を 29 頁の末尾から 30 頁冒頭にかけても行っております。

続きまして、32 頁を御覧ください。32 頁の下の方ですが、こちら第 5 の 3、(4) のウという箇所になります。パブリックコメントで情報管理機関が第三者から損害賠償責任を求められた場合に破綻しないために、管理機関を担う団体及びその役員について、損害賠償責任を補填するための損害賠償責任保険を利用することを可能とする制度設計を行うべきであるという御意見を頂き、前回論点 2-2 として御議論いただきました。これらの御議論を踏まえて修文をしております。従前は提供の対価につき基幹データベースの健全な運用に支障のない範囲でできる限り低廉なものとされることが期待されるとだけ簡潔に記載しておったところですが、ここの記載を少し敷えんしております。33 頁の加筆部分を御覧ください。「できる限り低廉なものとされることが期待される。」とした上で、こちらの加筆部分のとおり、「他方において提供料金は基幹データベースの健全な運用に支障を来さないように定められる必要がある。基幹データベースの運用にはシステムの構築・運用経費、人件費、万一損害賠償請求を受けたときに安全な対応をするために必要な損害保険料等、様々な費用を要すると想定されるところを、データベー

スの健全な運用が図られるよう、提供料金はこれらの費用を適切に勘案して設定されることが望まれる。」と、このような追記を行っております。

続きまして、34 頁の第 5 の 3、(4)のオになりますが、前回の検討会における御議論で民事裁判情報の提供の在り方等について第一次的に情報管理機関の適切な制度設計の検討に委ねるということになるとしても、情報管理機関に完全に委ねてしまうということではよいのかという御趣旨の御指摘を頂きました。この点を踏まえまして、基幹データベースを制度化する以上は、この制度を所管する行政庁においても利用者のニーズを踏まえた適切な制度設計が行われる必要がある旨、所管する行政庁の責任を追記したということになります。

それから、40 頁を御覧ください。40 頁、第 5 の 4、(7)のウになります。前回検討会における御議論で、制度開始後しばらく経ってから参入する利用者を想定した場合に、仮名処理後の民事裁判情報について、当然に消去することありきとしている点について疑問があるという御指摘を頂いたことを踏まえた修文となります。仮名処理後の民事裁判情報については、原則として消去されずに保管をするべきであるという点を明記いたしました。その上で、ほかに要する費用との関係で一定の限度があるというのはやむを得ないものの、将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管期間を検討することが望まれる、というような記載に改めてございます。

続きまして、41 頁の修正は、読みやすさの観点で語順を入れ替え、また、誤記を訂正したという限りの形式面の修正になります。

続いて、46 頁を御覧ください。46 頁の脚注部分になります。脚注の 24 として前回会議のほか、第 9 回の検討会でも御議論いただきました情報管理機関の不法行為責任に関する記載を追記しております。本文中、情報管理機関の事業停止に係る弊害への対応策について論じる部分に脚注を設けた上で、そもそも情報管理機関の安定的な事業運営を確保し、事業停止といった事態を回避するためには、情報管理機関やその役職員に対する不法行為責任を免責するという方策も考えられるため、この点についての検討が行われたものの、情報管理機関が所定の手順に従って業務を遂行している限り責任を負う場面は余り想定されず、反対に、およそ所定の手順に従って業務を遂行していない場合に、情報管理機関やその役職員の不法行為責任を規定する理由は見だし難いといった意見があり、議論の結果、不法行為責任の免責等の特則を設けることまでの必要はないという点について意見が一致しましたので、その旨を記載しております。あと、47 頁は形式修正でございます。以上の修正を行いまして、表題を報告書素案から報告書案と改めております。その上で皆様にお諮りするという次第です。事務局からは以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、ただ今御説明がありました資料2 報告書案につきまして、やはり御質問、御意見がありましたら御自由にお出しいただければと思います。いかがでしょうか。前回の御議論も反映する形で、今御指摘がありましたような若干の修正を施していただいたところではありますが、その部分、あるいはそれ以外の部分でも結構ですので、お気付きの点を御指摘いただければと思いますが。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではお諮りしたいと思いますが、本検討会といたしまして基本的に資料2 のとおり報告書案を取りまとめることとしたいと存じますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。御異議はないと認めます。それでは、本検討会としてこの報告書、案が取れて、報告書ということになりますが、取りまとめるということにさせていただきますたいと思います。ありがとうございました。

なお、先ほどと同様ですが、この報告書案につきましても公表までの事務手続の中で誤記その他が見つかることがあると思いますので、字句の修正あるいは形式的な表現の修正等があり得るものと存じます。恐縮ですが、そのような形式的修正につきましては座長である私と事務局に御一任いただきたいと存じますが、この点もよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、特段の御異論はないということでございますので、そのような形で取り扱わせていただきます。

なお、ただ今お諮りした点につきましては、本日御欠席の岩田委員、中原委員からもお声はないということを伺っております。ありがとうございました。

それでは、報告書も取りまとめられましたので、本検討会における議論は以上ということになります。長きにわたりまして御議論いただき、誠にありがとうございました。最後の機会になりますので、できれば皆様から一言ずつ、御感想でも、あるいはこの民事裁判情報のデータベース化に対する期待、あるいは今後の見通し等、何でも結構ですので御発言を頂ければと思います。恐縮ですが、この報告書の2 頁に検討会の構成というのがあって、名簿がありますので、まずこの委員の記載の順序に従いまして御発言を頂ければと思いますが、それでは、まず楠松委員からお願いできますか。

楠松委員：

最高裁民事局の楠松でございます。民事判決情報のデータベース化を議論する本検討会に委員として関与をさせていただきまして、どうもありがとうございました。本検討会では、民事裁判情報を広く国民に提供するということの意義に遡った上で、その提供の課題等を踏まえて実現に向けた検討点について、丁寧かつ多角的な議論がされたものと認識をしております。また、皆様の御議論から、一裁判官といたしましても、社会から判決にお寄せいただいている御期待ですとか職責の大きさを改めて感じる機会ともなりまして、このような貴重な機会を頂いたことに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

板倉です。私は主に判決は個人情報も含んだ情報だからということで呼ばれたのだと思っていますし、その観点からいろいろコメントさせていただきました。おおむね合意ができて、今後につながるものになっていると思います。最後の方はどうしても現実的に今の準備体制では難しいとか技術的に難しいというところも皆納得して進めてはいます。今後技術的な発展があり得るとか、今回入らないこととなった裁判についても、それはできる限り入った方がよいというのが総意だったと思いますし、何度も繰り返すと嫌かもしれませんが、民事以外の部分についても同じように皆が使えるということが重要だと思いますので、その点は引き続き議論していただければと思います。

他方で、これが整備されるということは、今度は法曹界といいますか弁護士の方も全部が収録されるということを前提に実務をやっていかないといけないということになりますので、その点は我々も気を引き締めてやっていくと。私は若干研究もしておりますので、研究の方も、全部見られるというのはものすごく宝の山ですので、ぜひ踏まえて研究も進めたいし、進めていただければと思います。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

まず、本検討会に司法書士として委員に加えていただいたことに大変感謝申し上げます。今後特に簡易裁判所における判決情報、これまでにない量的、質的な分析が可能になるのではないかと考えておまして、現在簡易裁では9割以上、地裁では半数以上が一方当事者または双方が訴訟代理人の就いていない訴訟であるという現状を踏まえすと、当事者が時効援用の主張をせずに訴訟が進行している事件等、適切な権利行使や法的な主張がなされていない事件の存否等の具体的なデータを得られるのではないかとこのところ大変期待をしております。こうして得られたデータを活用することによって、特に被告にとっての訴訟代理人の意義などについて研究をすることを通じて、司法書士の使命規定に基づいて、法律事務の専門家として国民の権利を擁護するためにどのように貢献していけるのかというところを、司法書士全体が共通の認識を持ち、検討していく一助になるかとも考えております。

一方で利用促進の観点では、利用者の方が抱える様々な懸念というのがあるかと思えます。司法書士の日々の業務の中でそういった懸念に対応していくことというのは想定されますので、何度も申し上げているところではあるのですが、破産者マップのような情報の悪用がないように注視していくことで信頼される制度であり続けることができるのだと思います。司法書士も、担い手の専門職の一翼として日本司法書士会連合会を中心に、内外の研修、セミナー、制度の周知・広報等を行ってまいりたいと考えております。

す。また、今後多くの人の手で制度を育てていく必要があると考えておりますので、この検討会の中で検討を持ち越している部分や、運用に委ねるとしている部分も多くあるかと思っておりますので、こういったところも引き続き検討してまいりたいと考えております。最後になりますが、本検討会では第一線で御活躍されている先生方と御一緒させていただいて、毎回緊張しながら参加をしておりました。見てのとおりの若輩者ですので力不足の点が多かったかと思いますが、大変貴重な経験となりました。御尽力くださった座長の山本先生をはじめ、司法法制部の皆様、委員の皆様、関係の皆様に心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

学習院大学の小塚です。毎回いろいろとうるさく発言を申し上げまして、それを受け止めていただきまして、皆様ありがとうございました。第1回の検討会の時に、民事判決のデータベース化ということでよいのですか、オープンデータ化ではないのですかということを申し上げたと思います。もちろん検討会の名称はデータベース化検討会なのですが、私としてはやはりこの判決全件の公開が実現した暁には、判決に対する向き合い方、判決の読み方、使い方というものが変わってくるのではないかと、そういうような思いがあつてのことでした。いよいよこれが実現するということで、まずは法律実務、その次には研究、そして最後にはおそらく一番大きな形で法学教育に影響を及ぼしていくのではないかと思います。そういう大きなプロジェクトであると認識をしておりますし、そういうところで例えば判決というものをどういうふうに引いてくるのか、先例というのをどう見るのか。そういうことが変わっていったらその司法のDX化ということではないかと思っております。

他方で、これは実は過去の部分の判決が一気に公開されるわけではないわけでありまして、これはお寄せいただいた意見の中にもありますが、取りあえずはこれから先に向かって公開していこうという話なわけです。それだけでももちろん大きなインパクトはあると思いますけれども、そういう意味でいいますと日本の司法にとってのデジタル化というのはまだまだ先にいろいろな道のりがあるのだなと思いながら、そういうものを経験していく中で、改めて日本の裁判制度というものが追い求めてきたコアのようなもの、それがより明確になり、また、より強くなっていくということを期待したいと思います。そういう場に立ち会えたことを本当に私も感謝しております。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして、小町谷委員、お願いいたします。

小町谷委員：

検討会に参加し、様々な議論をさせていただいたことを感謝申し上げます。まずはこのデータベースの制度が安定的な稼働をすることが最も重要だと思います。もっとも、安定的な稼働というのは別に制度を固定化することではないと思いますので、スコープに含めるべき資料の範囲等は、ここでも議論したように随時見直し、検討がなされるべきであると思います。また、国際社会の中でこの制度がどのような意義を持つのかということも忘れてはならないところだと思います。日本は安定した民主主義制度を維持している国として誇ってよい価値があると思うのですが、この民主主義制度の基盤として情報の流通があることはとても大切なことで、民事判決もその1つであることは間違いのないところだと思っております。こうした国際社会の中での日本の地位ということを考えると、こうした制度を制限していく、閉じていくという方向ではなく、むしろ広げていく形で制度が発展していただければと思います。以上でございます。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして井崎委員お願いいたします。

井崎委員：

弁護士の井崎淳二でございます。私も民事裁判手続等のデジタル化が進められていく中で判決情報等のデータがどのように扱われるか大変注目していたところでございますが、先生方の委員の皆様の議論に参加することができまして大変感謝しております。途中からの参加ではございましたが、最後の取りまとめまで立ち会わせていただきまして、ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

東京大学の巽でございます。私は行政法ないしは公法の研究者として参加しておりましたので、その観点から感想めいたことを述べさせていただきます。まず、やはり今回民事判決情報のデータベース化、オープンデータ化というものがきちんと議論できたこと自体が非常に重要だったと思っております。裁判の公開ということは憲法にも書いてありますし、重要なものとして認識されてはいるのですが、それが民事判決データ、メタデータの公開という問題にどのように効いてくるのか、どういう制度設計によって実現すべきかということについて議論を深められたというのが、日本の公法学ないしは実務にとって非常に重要なことだったろうと思っております。

ただ、今後の進め方についてはまだこれから更に議論しなければいけないことも多いと思っております。2点のみ申し上げますと、1点は、小塚先生もおっしゃっていたように、今回、データベース化をメインとするのかオープンデータをメインとするのかというところについては、おそらく関係者間でも認識の差があったように感じております。私としては、オープンデータを見据えた形でデータベース化を進めていってもらわ

ないと、今後の制度がうまく回らないだろうと思っております。司法実務のデータベースというのは、当然ながら、司法実務をうまく回すためのデータベースとしてまずは出発するのですが、それをオープンデータにスムーズにつなげられるような形で継続的に発展させていただくべく、裁判所の側、法務省の側それぞれに頑張らせていただくことが必要なのではないかと考えております。

もう1点は、情報管理機関に重要な役割を担っていただく前提で報告書案をまとめておりますが、この情報管理機関をどういう形で制度設計するのかということが、今後の課題だと思います。特に行政法の観点からは、いろいろと難しい問題が未解決だなと感じておりまして、この報告書が出来上がったら同輩諸氏に送り付けて一緒に考えようと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして長田委員お願いいたします。

長田委員：

最高裁総務局の長田でございます。第1回の検討会から最終回まで委員として関与させていただくことになりました。裁判所としても、裁判の予測可能性を高める観点から、民事事件の裁判例情報をデータベース化するなどして広く国民の皆さんに提供することは有意義であると考えてきたところですが、そのために必要となる枠組み作りに向けた議論に参加させていただくことができまして、まず感謝を申し上げたいと思います。

また、一裁判官としても裁判書は誰のためのものなのかというのは従来から難しい問題だと思っておりましたが、この問題について皆様から様々な御指摘、御意見を拝聴できるということにもなりました。今後、民事判決情報が広く公開されることを前提とした裁判実務が充実したものとなるように努めて参りたいと考えています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

全国消費生活相談員協会の増田でございます。一般の国民の意見を取り上げていただくという機会として検討会に参加させていただきまして、ありがとうございました。これまでお伝えしたことの繰り返しになりますが、国民が裁判に踏み切るには現状でもかなりのハードルがあります。また、裁判は個人の問題を解決するためのものという認識でいることから、判決情報を公開すること自体になじみが薄いというふうに考えております。緒言において、裁判の判断やその過程を示すことで、裁判の公正を保障するということ、そのために憲法で公開が要請されていると記載されていますが、これを機会に広く周知していただきたいと思います。また、判決情報の利活用がどのように国民一人ひとりにとって有益なこととなるのかという点も、国民が理解できる程度に説明していただくと大変幸いです。あと、特別に配慮を要する事案への対応

とか、適切な仮名処理、安全管理措置、事後的な措置についても、安心できるように分かりやすく情報提供していただくことが大変重要だと思います。それによって安心して裁判に進むことができると考えています。山本先生、委員の先生方、法務省の方々の御尽力は大変なものだったと思います。私自身も大変勉強になりました。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増見委員お願いいたします。

増見委員：

この度は検討会に参加させていただきまして、どうもありがとうございました。私は、検討会の途中で民間企業の法務本部長から大学教員に肩書が変わりましたが、日本商工会議所から推薦を頂き、一貫して中小企業を代表する立場で参加をさせていただきました。国際的に見ても日本の司法の民事判決の情報がデータベース化され、これが今後有効に活用できるようになるということは非常に画期的なことだと思います。民間企業としても、アカデミアとしても、こういった情報が今後有効に活用できるようになること、そしてそこに向けた検討に自分も参画することができたことを大変喜ばしく思っております。非常に私自身も学ぶことの多い有意義な経験となりました。皆様、どうもありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

長い間の御議論、ありがとうございました。長い間といいますか、この問題というのは1990年前後にさかのぼってアメリカでHermesという連邦裁判所の判決を全てインターネット、当時は掲示板でしたが、ともかくネットで公開するというプロジェクトが始まって、コーネル大学等のLIIというのが始まり、そして1997年から連邦最高裁のホームページで公開を始めた。こういう歴史を背負っていますが、それから34年経ってようやく日本もその方向に進むということができるようになりました。これに比べるとようやく、という感じになりますが、例えばフランスなどはついこの間同じように判決のオープンデータ化の方向に進んだわけですので、まだそんなに出遅れてはいないと思います。

ただし、こういう方向に進むということが決まった後でも、やはり公開という点では民事以外のデータ、それから判決以外のデータも取り残されていますし、それから、最後まで議論がありました訴訟資料等の課題というのも、どこまで公開すべきものなのか、してはならないのかということも、なお議論が残されていると思います。

利用という点では全く未開拓でありまして、英訳等、現在の技術を駆使するとかかなりシステマティックにできるのではないかなというようなことも考えられますし、更には、当初から問題であった悪用防止といいますか、防止は無理でもせめて悪用対策は課題と

して残されています。ですので、ようやく出発点についたものの、やるべきことは山積で、なんかパンドラの箱を開けたのではないかなというように思いすらあります。これからどういうことになっていくかわかりませんが、更なる検討を進めていきたいと思ひますし、それを期待したいと思ひます。どうもありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

京都大学の山田でございます。このような検討会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。今回、データベース化すること、あるいはデジタル化とかIT化と申しておりますが、それ自体は重要なことでして、裁判例が格段に増えることで、まずは法律専門家の間では、実務の効率化もありますし、裁判例それぞれの例えば射程ですとか、その意義ですとか、あるいは新たな解釈の源泉となるといったことが期待されまして、全体として裁判規範が非常に豊かなものになるのではないかなという意味が1つあるかと思っております。

他方で、より広い視野から見ますと、司法へのアクセスということは、それこそ前世紀からいわれてきたのですが、デジタル社会における、全体としてオンラインで実施される司法手続、広くODRと呼んだりいたしますが、そこに向けた司法アクセスを考えなければいけない現在、そこに非常に役に立つだろうと思われまひます。特に日本社会ではなお裁判利用も、それからその前の弁護士への相談も、それからADRの利用も依然として低調で、その背景はいろいろあり得ると思ひますが、仮に当事者が裁判を利用しないと判断した場合に、法情報がきちんとあつて、それに基づいて判断をした、あるいは交渉をした結果とし使わないということであればよいのですが、そうでないとすると、やはり法情報が十分に提供されていないということに帰結するところがありそうです。今回のデータベース化のシステムでは基本的には利用者とされているのは専門家ですが、今後例えば公的機関やリーガルテック等との協働を通じて、一般の方がより容易に適切に法情報にアクセスできる、そういうスタートポイントとなることを期待したいと思ひます。

今後の運用ですが、訴訟当事者の方々が大きなステークホルダーになるということで、従来の想定と異なる議論が出てくるかも知れまひません。また、先ほど来お話がありますように判決以外の決定等についても、データベース化のニーズも目的もきちんと特定されており、それに基づいた収録もなるべく早く行うことになっております。今後は、これらも含めて不断の見直し、あるいは機動的な対応ということを図っていければと思ひます。それにより、国際的なデジタル化に引けを取らないシステムになることを期待しますし、また、そのスタート時に立ち会えたということに大変に感謝を申し上げたいと思ひます。この点についても今後とも研究したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。まずは御礼申し上げます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯淺委員お願いいたします。

湯淺委員：

明治大学の湯淺でございます。最初に、ここに至るまでの法務省をはじめ関係者の皆様の御尽力に改めて御礼を申し上げたいと思います。さて、これで制度的な立て付けはほぼ組み上がりまして、後はサービスの実現という段階に入っていくわけですが、サービスをいざ提供する段階になりますと、今度は具体的なデータベースシステムや情報システムを設計し、それを運用していくという段階に入るわけですが。既に皆様御案内のとおり、ランサムウェア、いわゆる身代金型コンピューターウイルスに感染してデータが全くアクセスできなくなってサービスが提供できなくなるという事例も最近頻発しております。こういう状況においてサービスを安定的に提供するためのセキュリティ対策というのが今後はますます重要になると考えられるわけですが、情報セキュリティ対策、サイバーセキュリティ対策を今後は更に具体的に検討をしなければならないと思っております。また、その点につきましては法務省にも監督を十二分に果たしていただく必要がございますので、引き続き御尽力いただきたいと思います。以上でございます。どうもありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

米村でございます。改めましてこれまでの事務局の皆様の御尽力、そして委員の皆様の大変に熱心かつ広範な御議論に心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。このような形で報告書が取りまとめられたということは、先生方が既に御指摘ではありますが、我が国の司法制度の中において極めて重要な一步を踏み出すということになったというように思いますし、また、最終的にもそのような歴史的評価を受けられるように、今後きちんとした形でこの民事判決データベース化が進められることを心から願っているというところでございます。

私としては、この報告書が出たというのは、正に今お話ししたとおり歴史的な大きな一步だとは思いますが、ただ、やはりまだ一步に過ぎないというところでありまして、むしろまだ一步しか進めていない、これから先何千歩もある中の一步に過ぎないというような気持ちでおります。これも今まで何人かの先生方が御指摘でいらっしゃいましたが、今後検討すべき課題というのがまだまだ残っており、今後もどんどん出てくるだろうということが想像されるわけです。

私の立場からは、前回の会議でも申し上げたことではありますが、国民の理解を得られるようしっかり周知・広報に努めていただくということが大変重要だろうと思いますし、その上で具体的な制度運用の在り方についても、まだ報告書の中では大枠の制度設計を提示できているにとどまりますので、より具体的な制度設計もきわめて重要であらう

うと思います。特に私の立場から重要だと思われるのは、情報管理機関がどこになるのか、どのような方に情報管理機関を引き受けていただけるのかというところでありまして、また、その情報管理機関の内部でどのような運用を行っていくのかという具体的な運用指針も大変重要だろうと思っております。この辺りを、これから法務省を中心に精力的に御検討いただいて、実際の制度運用につなげていくということが課題になってくるかと思っておりますので、そういったところが円滑に進行していくことを心から祈りたいと思っております。最後になりますが、改めまして関係された皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、オブザーバーとして御参加いただいているデジタル庁の方からもし御発言があれば頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊オブ：

デジタル庁の渡邊でございます。報告書案にもございましたように、この検討会で様々御検討いただいた制度、仕組みが実現することによって、民事訴訟手続のデジタル化が、言わば司法分野における真の DX の手掛かりになるということで、このような営みにオブザーバーという立場ではございますが関与させていただいたことに深く感謝いたします。

御案内のとおり、先日閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきましては、重点課題に対応するための重点的な取組として、AI それ自体のイノベーション、それから AI によるイノベーションの加速が掲げられておりまして、この点に関する重点政策として、民事判決データを学習素材として提供する制度創設に向けた検討、それから、司法分野における AI の研究開発と利活用の促進が掲げられております。

また、この検討会でも何度か言及されておりましたが、政府のオープンデータ基本指針等につきましても、つい先日、今般の社会情勢や技術動向等の変化を踏まえたり、また、生成 AI 等の機械処理による活用も見据えたりすると、行政保有データの検索性向上ですとか利用促進を更に図る必要があるとして、所要の見直しがされたところでございます。こうした政府、国全体の大きな動きを踏まえすと、この検討会において御検討いただきました制度創設への期待というものは一層高まっていくのではないかと見込まれます。委員の皆様からも御指摘のあったところですが、まずは今般の提言を踏まえた法整備が中心的な課題になるとしても、それにとどまらず、制度を実効あらしめるには、AI を活用した情報システムの整備、制度を運用していくための具体のルールの方策などなど、残された課題も山積みで、運用開始に向けて、課題を一つひとつ解決していく必要があるのではないかと思います。関係機関が一丸となって取組を前に進めていただきたいと思ひますし、デジタル庁も必要な協力をしてまいりたいと思ひます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、続きまして宍戸座長代理から御発言をお願いします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。座長代理と申しまして何もしておりませんでした。今日は暑い中法務省まで参りましたので、若干最後にコメントさせていただきたいと思います。おおむね構成員の先生方がおっしゃったことに重なりますが、簡潔に4点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、今回の民事裁判情報のデータベース化、また、将来のオープンデータ化も見据えた今回の議論が、既存の司法、民事裁判の在り方、それを前提にした判決の内容の公開と、また、判決に記載されたその情報の保護のバランスを変えていくことは明らかだろうと思っております。この点は今デジタル庁様がAIの活用を含めていろいろな物事が変わっていくだろうとおっしゃったことにも重なることでございます。山本座長とは先般、官報電子化をめぐる議論も御一緒させていただきましたが、入口といいますか、官報の電子化、それから民事裁判情報のデータベース化の全体を合わせて、法に対して、社会あるいは国民が知る、あるいは記憶することについて大きな変更をもたらすものだというところに、我々法律に関わる人間は心できればと思っております。

2点目は、既に今回の取組が司法のDXにつながっていくものだという御指摘がございました。私もそう思っております。特に民事裁判の実務に関わられる裁判官の方々、弁護士の方々にとりましては、今回の民事裁判情報のデータベース化によりまして、業務の在り方、例えば判決書の書き方、あるいは訴訟における主張、防御等の在り方にもおそらく変化が出てくるのではないかと思います。それを民事裁判情報のデータベース化によって、言わば横から強いられたというのではなくて、むしろこれは時代の流れの中でどのようにそれぞれのお仕事の中身を変えていくか、そのきっかけとして今回のデータベース化を受け止めていただければと思います。弁護士会もそうですし、裁判所、最高裁事務総局等におかれましても、そういったことに向けての現場の法曹の方々の支援に取り組んでいただければとお願いをしたいと思います。

3点目でございますが、これは異構成員等からも度々御指摘あったことにも関わりますが、今回の民事裁判情報のデータベース化が、立法・行政・司法の三権分立の中でどのように位置付けられるのか。広く司法のDXと三権の関係について、非常に大きな問題を提起する議論がこの場でなされ、そのことはこのペーパーの中にも十分に記載されていると思います。これは国・地方関係と地方行政のデジタル化に若干議論が似ているところがあるのでございますが、三権分立という場合に、単に分離する、抑制均衡するというだけでなく、とりわけデジタル化については、最終的な裁判のユーザーである、あるいは裁判情報の中身を知るところを正当な立場で要求できる国民、社会を最終的な受益者として念頭に置いて、裁判所と、それから立法行政が連携していくことが大事

だと思いますし、その鍵となられる法務省様、また、それをサポートされるデジタル庁様におかれましては、今のような観点からの御支援をお願いしたいと思っております。

最後に4点目となりますが、最終的にこの民事裁判情報のデータベース化において、その実務を担われる管理機関、それから管理機関から裁判情報データベースの提供を受けて、それを法実務等に還元される利用機関の方々、こういった実務の目線を今後の制度設計、また、最近アジャイルにと申しますが、その仕組みの見直しという観点に当たって、よく吸い上げる。先ほど三権の均衡が大事だと申しましたが、この場合には裁判所、法務省、それから管理機関、利用機関、最終的にはユーザーの目線がうまく噛み合うように制度設計をお願いしたいと思っております。私のコメントは以上でございます。委員の皆様、また、事務局の皆様、何よりも山本座長、本当にありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、私からも一言申し上げたいと思います。まずもってこの検討に御参加いただいた委員、オブザーバー、その他の関係者の皆様全てに御礼を申し上げたいと思います。この検討会が始まった時に私自身としてはこの委員の顔ぶれを見せていただいて、果たして取りまとめができるのかどうかと個人的にはやや不安に思ったこともございました。極めて多様な分野から、そしてこの問題についても多様なお立場をお持ちの方々に御参加いただいたということであったわけでありましたが、私の心配は完全な杞憂に終わったわけであります。委員の皆様方、正にそれぞれの多様な専門的な知見、あるいは多様な立場から御意見を述べていただきましたが、皆様に共通していたのは大変建設的な姿勢という点であったと思います。やはりこの制度を少しでも良いものとして始めるということにおいて皆様の姿勢が一致した結果、大変多様な御意見を反映して、しかしながら、1つのまとまった報告書が最後に提示できたというのは、この種の検討会としては最も理想的なことであったのではないかと思います。ひとえに皆様方の関与によるものとして感謝を申し上げたいと思います。そして、せっかくこのような形で報告書がまとまりましたので、法務省におかれましてはぜひこの報告書を実際の場で実現できるように御尽力いただければと思います。それもできるだけ早く、既に諸外国から遅れているという御意見もございましたが、できるだけ早くこれが実現できるように、私からぜひ御尽力をお願いしたいと思います。

他方で、これも多くの委員から御指摘がありましたが、このデジタル技術の分野というのは正に日進月歩といいますか、秒針分歩といわれることもあると思いますが、そのようなものであろうかと思えます。ちょうどこの検討会が始まったのは令和4年の10月ということだったかと思いますが、その直後にChatGPTというものが世界に公表されて、世の中風景が一変するような事態というのがこの2年弱の間にも起こっております。おそらく今後もそのような技術の発展、正にパラダイムが変わるようなことというのがどんどんと起こっていくような分野なのだろうと思えます。そういう意味では、で

きるだけこの制度を早く実現していただきながら、さらにその実施の状況をモニターしていただいて、また、積み残された問題という御指摘も多くあったところでありますが、引き続きこの問題について御検討をしていただき、必要な時点で、できるだけ早く対応しながら、改革を進めていっていただきたいというふうにあります。それでは、改めまして私の方から関係者、委員の皆様方に御礼を申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、法務省司法法制部長からも一言御挨拶を頂きたいと思います。松井司法法制部長、お願いいたします。

松井司法法制部長：

法務省大臣官房司法法制部長の松井でございます。民事判決情報データベース化検討会の御審議の終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本検討会における御審議は、令和4年10月の第1回会議から本日まで計16回に及ぶことになりました。この間、委員の皆様におかれましては、多岐にわたる論点について、熱意を持って御審議を尽くしていただいたものと認識をしております。誠にありがとうございました。本日、報告書の取りまとめに至りましたことは、山本和彦座長をはじめとする委員の皆様の多大な御尽力のたまものであると深く感謝しております。本検討会のテーマとなりました民事裁判情報のデータベース化は、報告書にもあるとおり、司法分野におけるDXを推進する上で必要不可欠な基盤となるものと考えております。この制度によって、民事訴訟手続のデジタル化が、手続の利便性を向上させるのみならず、その成果を国民の皆様還元し、広く我が国の司法制度全体を充実・発展させるものとなるよう、まずは所要の法律案をしっかりと準備してまいります。委員、オブザーバーの皆様方には、今後とも様々な形での御支援、御協力を賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。これまでの熱心な御審議に重ねて御礼申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

山本座長：

松井部長、ありがとうございました。それでは、これにて民事判決情報データベース化検討会における全ての議論は終了とさせていただきます。改めまして、本日に至る長期間にわたる御熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。